

村山市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 期日 令和8年1月19日（月） 午後4時00分～
2. 会場 農村環境改善センター小集会室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿
 - (1) 農業委員の出席者名簿（18名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 石川 賢也 | 10番 | 板垣 厚志 |
| 2番 | 結城 正志 | 11番 | 海老名正度 |
| 3番 | 阿部 憲一 | 12番 | 奥山 金弥 |
| 4番 | 佐藤 善洋 | 13番 | 高谷 太 |
| 5番 | 門脇 忠教 | 14番 | 高橋 昭 |
| 6番 | 下山 勝宏 | 15番 | 齋藤 伊美子 |
| 7番 | 川田 雅紀 | 16番 | 石山 公己 |
| 8番 | 原田 浩明 | 17番 | 笹原 泉 |
| 9番 | 太田 一男 | 18番 | 青柳 篤 |
 - (2) 農業委員の欠席者名簿（0名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| — | — | — | — |
| — | — | — | — |
 - (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（5名）

| | |
|-----------|-----------|
| 楯 岡 土谷 博行 | 大 倉 鈴木 雄一 |
| 西 郷 矢菽 政則 | 大久保 芦野 貴之 |
| 富 本 — | 戸 沢 井澤 孝樹 |
| 袖 崎 — | 大高根 — |
4. 会議日程及び会議に付した案件
 - 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
 - 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
 - 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
 - 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
 - 議第6号 村山市農用地利用集積等促進計画について
5. 報 告
 - 報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報第2号 非農地証明願について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-------|
| 事務局長 | 中里 恭一 |
| 局長補佐兼事業推進係長 | 高宮 和弘 |
| 農地農政係長 | 猪藤 潤 |

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後4時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。今回は農地利用最適化推進委員の皆さんにもご参加いただいております。推進委員のみなさんにおきまして、日頃より最適化活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。

年末年始においては雪が少なく、過ごしやすい正月でした。これから降雪が予想されることから心配なところはありますが、健康に留意していただき活動をお願いいたします。

それでは、第1回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

9番 太田 一男 委員、10番 板垣 厚志 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は1番から7ページの11番までの11件で、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が2件です。地目・面積は田が33,830㎡、畑が11,106㎡、樹園地が2,754㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号1番から11番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(1月6日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く 2 番から 11 番までの 10 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 1 号の 2 番から 11 番までの 12 件は原案のとおり可決決定しました。続きまして 1 番の委員案件 1 件について審議します。5 番委員はご退席願います。

(5 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1 番の委員案件 1 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 1 号の 1 番の 1 件は原案のとおり可決決定しました。5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、議第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法 4 条の許可申請は 1 番の 1 件です。地目、面積は畑で 542 m²です。詳細は担当者

に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、申請人が「玄米貯蔵倉庫」を建築するため、農地転用をするものです。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第2種農地」に該当しておりますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。(第1種要件)

一般基準の資力につきましては、村山市との土地売買契約書の写しで確認しております。

これらの案件につきまして、1月6日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

14番委員(高橋 昭)

先ほど一般基準の資力について、村山市との土地売買契約書の写しで確認している旨の説明がありましたが、場所はどのあたりですか。

事務局(猪藤係長)

場所は大槇秋山の基盤整備エリアの西に位置しており、市道整備に伴う土地収用により元々あった玄米貯蔵庫が買収されることになったことから、新たに玄米貯蔵庫を建築するものです。

14番委員(高橋 昭)

わかりました。

議長(青柳 篤)

ほかにご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第2号は原案のとおり決しました。

続きまして、議第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、1月6日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第3号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法5条の許可申請は1番の1件です。地目、面積は田、875㎡、畑、958㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、譲受人が「資材置場」を設置するため、所有権を移転するものです。現在、申請地に隣接する除雪基地兼資材置場が手狭なことから、施設を拡張したいとのことです。

農地区分は、おおむね300m以内に高速自動車道路の出入口があることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、預金通帳の写しで確認しております。

これらの案件につきまして、1月6日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第4号は原案のとおり決しました。

続きまして、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、1月6日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、1 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 5 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 6 号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

この度の促進計画は、令和 8 年度から新規契約として締結するものです。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき、1 番から 151 番までの利用権設定の再設定について農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が 6 件ありますので、初めに委員案件を除く 1 番から 113 番まで、116 番から 134 番まで、136 番から 139 番まで、141 番から 147 番まで、150 番の 145 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：委員案件を除いた 1 番から 113 番まで、116 番から 134 番まで、136 番から 139 番まで、141 番から 147 番まで、150 番の 145 件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、委員案件を除く 145 件は原案の通り決しました。

続いて 114 番の委員案件 1 件について審議します。12 番委員はご退席願います。

(12 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。114 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 114 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。12 番委員はご着席ください。

(12 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 115 番の委員案件 1 件について審議します。6 番委員ご退席願います。

(6 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。115 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 115 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 135 番の委員案件 1 件について審議します。9 番委員ご退席願います。

(9 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。135 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 135 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。9 番委員はご着席ください。

(9 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて 140 番の委員案件 1 件について審議いたしますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、ここで議長交代します。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時議長を務めます。委員案件 140 番について審議します。
青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員退席)

議長(笹原代理)

ご意見、ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決します。140 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(笹原代理)

異議なしと認め 140 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。青柳会長、4 番委員はご着席ください。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(笹原代理)

委員案件の審議が終了しましたので議長を会長に交代します。

(議長交代)

議長(青柳 篤)

続いて、149 番の委員案件 1 件について審議します。14 番委員はご退席願います。

(14 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。149 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 149 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。14 番委員はご着席ください。

(14 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続いて、151 番の委員案件 1 件について審議します。13 番委員はご退席願います。

(13 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。151 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 151 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

続いて報告事項の、報第 1 号から報第 2 号までの 2 件について事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 2 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。申請番号 1 番から 47 ページの 46 番までの 46 件です。地目と面積は田が 205,628 m²、畑が 2,468 m²です。解約理由は、新たに中間管理機構へ貸付するものが 35 件、その他中間管理機構貸付から農地法 3 条に切り替えするものが 2 件、その他 9 件は、それぞれ貸人・借人の都合によるものです関連事項の欄等、ご確認ください。なお、集積の助成金、離農補償の返還ありません。

続いて報第 2 号「非農地証明願について」です。申請番号 1 番と 2 番の 2 件です。1 番、大字

橿山字細田(ほそだ)北 1179、地目と面積は畑、816 m²です。事由記載のとおり、平成7年5月ころに農地に土間コンクリートを敷き雑種地として利用されており農地性が失われたものです。

2番、大字橿山字金谷東浦 1462-4、地目と面積は畑、520 m²です。同じく事由記載のとおり平成12年6月に農地法5条の転用許可を既に発出し、宅地として物置兼車庫を建築し宅地として利用されておることから農地性が失われたものです。

なお、1月6日に現地調査し隣接する農地への影響がないこと等確認しております。
説明は以上です。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第1号から議第6号までの6件と、報告の報第1号、2号の2件について終了します。

終了 午後4時40分